

伊予市児童厚生施設条例の一部を改正する条例（案）概要書

1 概要

本市では、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項の規定に基づく児童福祉施設として、児童館「あすなろ」及び児童センター「みんくる」を設置し、児童の健全育成を図っています。このうち、児童館「あすなろ」について、令和 8 年度末をもって廃止する方針となりました。

これを受け、関係する条例の一部を改正いたしたく、その内容について、伊予市意見公募手続き条例に基づき、市民の皆様からの意見を募集します。

2 経緯

児童館「あすなろ」は、平成 13 年度に法務省から旧松山地方法務局伊予出張所の建物を譲り受け、平成 14 年度に大規模改修を実施した後、平成 15 年度から現在の機能により市民の皆様にご利用いただいております。

本施設はこれまでに各種修繕を重ねてきたところですが、供用開始から 20 年以上が経過し、電気、空調、給排水、衛生などの各種設備類の老朽化が著しく、適切な機能維持が難しくなっているところです。

昭和 51 年竣工の建物躯体は令和 8 年度末をもって国が定める建物の耐用年数である 50 年を経過することから、重ねての改修による長寿命化は難しく、令和 7 年 11 月に策定した「伊予市放課後児童等健全

育成基本方針」に基づき、その役割を終えることとしました。

3 改正による影響等

本市が設置する児童厚生施設のうち児童センター「みんくる」につきましては、今後も引き続き運営してまいります。

なお、「伊予市放課後児童等健全育成基本方針」8-（2）に基づき、専用車両で市内全域を巡回し、各地域でこども達の健全な遊び場を展開するソフト事業により機能補完することを計画しています。